相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市東灘区魚崎北町七丁目三八一番地、最後の住所神戸市東灘区魚崎北町七丁目二番一九号　被相続人　亡　竹中　久泰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

神戸市須磨区中落合二丁目二―五

相続財産管理人　司法書士　吉田　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市広畑区本町六丁目六七〇番地、最後の住所兵庫県姫路市広畑区西蒲田二六三番地一四　被相続人　亡　橘川　秀幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

兵庫県姫路市南駅前町一五番地　天野・田村法律会計事務所

相続財産管理人　田村　貴司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市北区天満橋一丁目三七番地、最後の住所和歌山県西牟婁郡白浜町堅田七二一番地の一九　被相続人　亡　尾上由良夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

和歌山県田辺市南新町二一二番地

相続財産管理人　川上　高史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根縣秋鹿郡長江村大字西長江四十番屋敷、最後の住所不詳　被相続人　亡　石塚　クマ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

島根県松江市内中原町三二〇番地二八、事務所島根県松江市南田町四五番地一

相続財産管理人　長野　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市北梅本町二〇一四番地一、最後の住所愛媛県東温市牛渕一九五七番地一県営牛渕団地三棟五六号　被相続人　亡　亀岡　由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

愛媛県松山市宮田町一六九番地七

相続財産管理人　司法書士　薬師神寛司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名郡築山村大字中尾二六八番地の一、二六九番地の二、最後の住所熊本県玉名市中尾二六八番地一、二六九番地二　被相続人　亡　坂本　アキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

事務所熊本県玉名郡南関町大字関町一三一八番地

相続財産管理人　司法書士　森　秋光

公示送達

小山栃木都市計画事業思川西部土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第二項の規定による工作物等の移転（除却）等通知及び照会は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、法第百三十三条第二項が準用する同法第七十七条第五項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、工作物等の移転（除却）等通知及び照会の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　栃木県小山市大字立木一一三二番地

氏名　船橋　勇助

二、通知の内容

土地区画整理法第七十七条第二項の規定により、小山栃木都市計画事業思川西部土地区画整理事業において定められた別紙のとおり工作物等の移転（除却）等通知及び照会をします。

なお、別紙工作物等の移転（除却）等通知及び照会は掲載を省略し、それらを栃木県小山市大字立木字十二所一一二七番地において掲示します。

教示

一、この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して六十日以内に栃木県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）。また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から六箇月以内に小山市思川西部土地区画整理組合を被告として（訴訟において小山市思川西部土地区画整理組合を代表とする者は理事長となります。）取消訴訟を提起することができます。

平成二十七年十月二十七日

栃木県小山市大字立木一四一〇番地一

小山市思川西部土地区画整理組合

理事長　船橋　健二

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十七年八月三十一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

東京都千代田区外神田二丁目二番一五号

ウエルシア薬局株式会社

確定給付企業年金清算人　中村雄二郎

商号変更のお知らせ

平成二十七年九月十八日開催の平成二十七年度臨時株主総会の決議により、商号を左記のとおり変更しましたのでお知らせいたします。

記

新商号　北海道川崎建機株式会社

旧商号　北海道川重建機株式会社

変更年月日　平成二十七年十月一日

平成二十七年十月二十七日

北海道北広島市大曲中央一丁目二番地二

北海道川崎建機株式会社

代表取締役　丹野　司

第13期決算公告　平成27年10月27日

神戸市中央区栄町通一丁目1番24号

ニューブレクス株式会社

代表取締役　岸田　欣増

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	408,614
	固定資産	21,891
	合計	430,506
負債及び純資産の部	流動負債	247,775
	固定負債	213,433
	株主資本	△ 30,701
	資本金	372,890
	資本剰余金	355,890
	資本準備金	355,890
	利益剰余金	△ 759,482
	その他利益剰余金	△ 759,482
	（うち当期純損失）	(31,921)
	合計	430,506

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千二百八十九万四百円、資本準備金の額を二億七千二百八十九万四百円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十七年十月二十七日

神戸市中央区栄町通一丁目一番二四号

ニューブレクス株式会社

代表取締役　岸田　欣増